

岡山県立岡山城東高等学校 いじめ防止基本方針

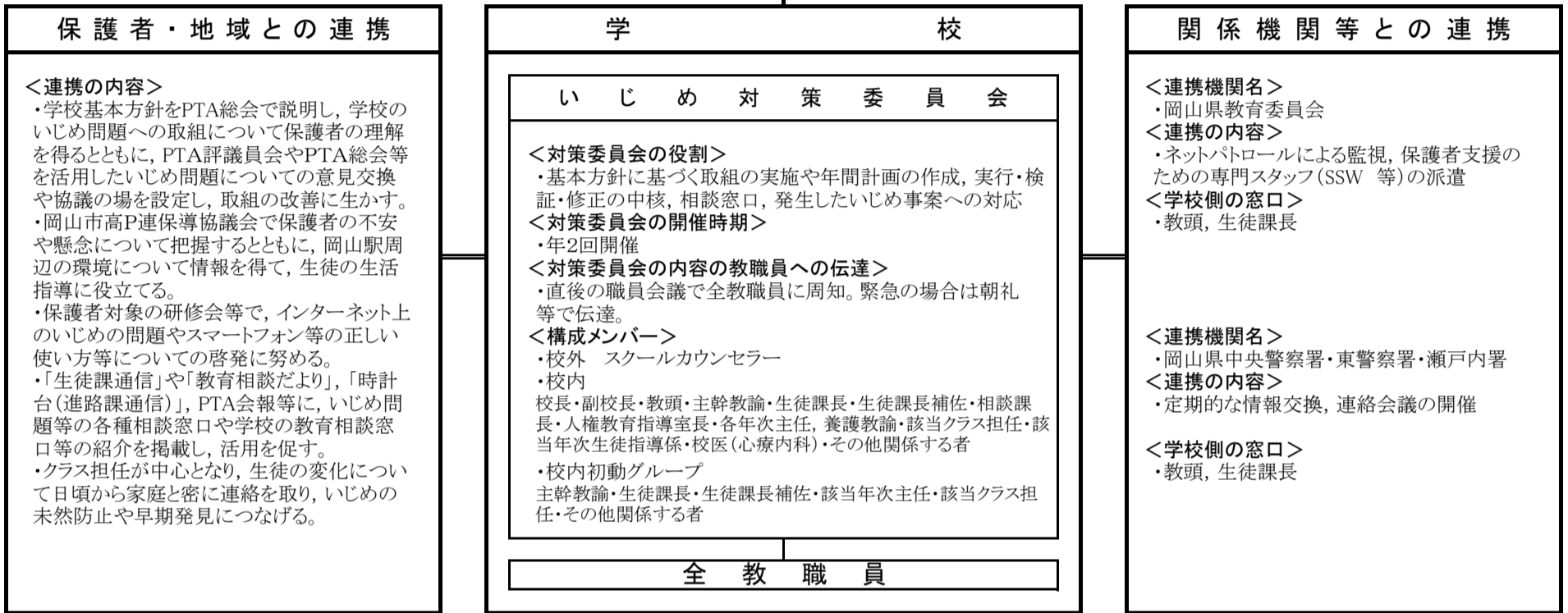
平成30年4月

いじめに関する現状と課題

・本校は、全県学区の高校であるため、県内全域の中学100校以上から生徒が集まっている。同じ中学からは、唯一の入学生である場合も多く、遠距離の通学や下宿生活をしながら、一から人間関係を構築していかなければならず、入学当初不安を抱える生徒も見受けられる。しかし一方で、敢えて中学までの人間関係とは別の環境に身を置くことを求めて入学する生徒もある。それぞれが懸命に人間関係を築こうとする高い意識をもっているため、いじめが表面化する事例は少ない。
 ・本校は、スマートフォン等の校内での利用を許可しており、所持率も高いと思われる。そのため、SNS等を介したトラブル等に関する対応は必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校が組織的に取り組めるよう、「いじめ対策委員会」を中核に据える。構成委員は校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒課長・生徒課長補佐・相談課長・人権教育指導室長・各年次主任・養護教諭・該当クラス担任・該当年次生徒指導係・校医・スクールカウンセラー・その他関係する者とし、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取組を行う。
〈重点となる取組〉
 ・いじめはあるものという前提を持ち、いじめアンケート等において、ふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
 ・いじめの未然防止に向けた取組として、平成26年度に生徒会が中心となりまとめた「いじめ0(ゼロ)のための生徒会宣言」を浸透させ、また、各クラスも5月末までには独自の取組を完成させ、学校全体で共有するなどして、いじめを生まない環境づくりに引き続き取り組む。
 ・人権教育映画やワークショップを実施したり、「いじめ防止標語」の募集を行うなどして、いじめ防止について生徒が深く考える機会を設ける。



学校が実施する取組

①	い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、心の教育に係る研修会等を行う。 ・警察や他校との連絡会等で知り得た情報を、定期的に職員会議等で伝達し、情報の共有を図る。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止に向けた取組として、平成26年度に生徒会が中心となりまとめた「いじめ0(ゼロ)のための生徒会宣言」を浸透させ、いじめを生まない環境づくりに引き続き取り組み、訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。 ・「いじめ防止標語」の募集を行うなどして、いじめについて深く考える態度を養う取組につなげ、いじめを許さない学校づくりを進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル・人権教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業や研修会、講演会等を行う。 <p>(家庭との情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化について、気付いた点に関しては、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。また、保護者対象の研修会などを案内する。
②	早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のため、いじめについて考える週間(6月)に「I-check」(不登校やいじめ防止、人間関係作り、家庭での様子を把握するためのアンケート)を実施する(1年次)。さらに担任による年間5回以上の生徒面談等を通し、生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、早期発見のため、クラス集団で所属意識が高まる5月と学園祭の後の9月にいじめに対するアンケート調査を行う。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・生徒の変化について、クラス担任や年次主任、養護教諭、相談課等が連携して、情報の共有を行い、深刻な事態に陥る前に対象生徒の発見及び支援を行う。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発及び家庭との情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。また、保護者対象の研修会などの開催を案内する。 ・生徒の変化について、気付いた点や欠席の理由について、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。
③	い じ め へ の 対 処	<p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに校内初動グループにより初期対応を協議するとともに、いじめられている生徒から事実関係の聴取を行う。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を長期的視野に立って行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を長期的視野に立って行う。 ・いじめの100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。 <p>(事後の指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為がやんでいる状態が少なくとも3か月続いていることを面談等により確認する。